

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

|                   |                        |  |
|-------------------|------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 朝来市<br>( 282251 )      |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 朝来市和田山町糸井地区<br>( 寺内区 ) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 6年10月 4日<br>(第8回)   |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

区内で農地を所有する戸数は36戸であるが、貸付等により実際に耕作を行っている戸数は18戸である。集落営農は組織化されておらず、また、区内には認定農業者等もないため、自家消費の水稻栽培が中心の零細経営となっている。

区内の農地及び農業用施設については、多面的機能支払交付金事業を活用し、非農家も含め集落ぐるみでの活動に取り組み、農村環境の維持に努めているものの、圃場整備後50年が経過し、水路等の老朽化が課題となっている。

現在のところは農業継続意向の農家が多いものの、区外への転出者の増加による不在地主が所有する農地が3.08ha存することや、農業者の平均年齢が69.2歳と高齢であることに加え、後継者のいない高齢農家もあることから、今後、農業者の急な環境変化などに対応するためには、区外の認定農業者等との連携が必要不可欠である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、現在の耕作地の継続的な維持を図る。

今後、離農や規模縮小する農家が発生した場合は、区内の農地を耕作する区外の認定農業者等へ耕作を打診するなど、耕作放棄地が発生しないよう農地利用を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 31.17 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 23.79 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の農用地区域に指定されている農地と主要農地を地域計画の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                              |
| 農地中間管理機構の活用を進めつつ、区内の農業者及び区外の認定農業者等の担い手への集積を進める。                                                               |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                              |
| 担い手の経営意向及び所有者の貸付意向を調整し、農地中間管理機構を活用する。                                                                         |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                               |
| 圃場整備後50年が経過し水路等の老朽化も著しいことから、再圃場整備について農家及び隣接地域とのコンセンサスを図りながら調査・研究を進める。                                         |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                          |
| 区内には中核となる農業者がいないことから、市の農業研修制度を活用する研修生などの新たな担い手や、区外の新たな認定農業者の受け入れについて、市農林振興課(農業委員会事務局)との連携を密にしながら取り組んでいくこととする。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                           |
| 作業の効率化が図れる防除作業及び乾燥調整は、たじま農業協同組合への委託を行う。                                                                       |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                  |                                   |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

①鹿・イノシシの被害防止対策として設置している侵入防止柵について、随時点検・補修を行い、被害を未然に防ぐことにより営農意欲の維持向上に努める。  
 ⑦多面的機能支払交付金事業に継続して取り組み、集落内の農地の保全・管理を共同で行い、農業用施設(水路・農道)の維持管理を実施する。